

# まち・ひと・しごと創生総合戦略(2018改訂版)について

## ～第1期の総仕上げと次のステージに向けて～

平成30年12月

内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局  
内閣府地方創生推進事務局

### まち・ひと・しごと創生総合戦略(2018改訂版) ～第1期の総仕上げと次のステージに向けて～

- 第1期総合戦略の最終年としての総仕上げ
  - ・東京一極集中の是正に向け、地方への新しいひとの流れや魅力あるまちづくりに焦点
  - ・第1期総合戦略の進捗状況等、これまでの地方創生の取組の成果や課題の検証
- 2020年度から始まる次のステージに向けた検討の開始



第1期「総合戦略」の総仕上げに向けて

基本的認識

- ◎若者等が地方へ移住する動きを加速させるため、「ひと」と「しごと」に焦点を当てた、「わくわく地方生活実現政策パッケージ」を策定。
- ◎「まち」に焦点を当てた、地方の魅力を高めるまちづくりの推進に向けて検討。

1. 「わくわく地方生活実現政策パッケージ」の着実な実行

- ①UIターンによる起業・就業者創出
- ②女性・高齢者等の活躍による新規就業者の掘り起こし
- ③地方における外国人材の受入れ 等

2. 地方の魅力をもつまちづくりの推進

- ①中枢中核都市の機能強化
- ②人口減少社会に対応した「まち」への再生

次のステージに向けて

- 第1期の「まち・ひと・しごと総合戦略」の進捗状況等、これまでの取組の成果や課題の検証
- 現在と将来の社会的変化を見据えた更なる取組の検討
- さらなる地方創生の機運醸成に向けた広報及び啓発を推進

わくわく地方生活実現政策パッケージ

平成30年6月15日  
閣議決定時参考資料

<現状>

- 若者を中心に、地方から東京圏へ毎年10万人を超える転出超過
- 地方の若者は3割減少（15年間で△532万人）
- 15歳以上の就業者は、地方では大幅に減少（15年間で△228万人、東京圏は+160万人）

<ねらい>

- 東京一極集中の是正
- 地方の担い手不足への対処
- 「地方で起業したい」、「自然豊かな地方で子育てをしたい」など、移住者等の多様な希望をかなえる

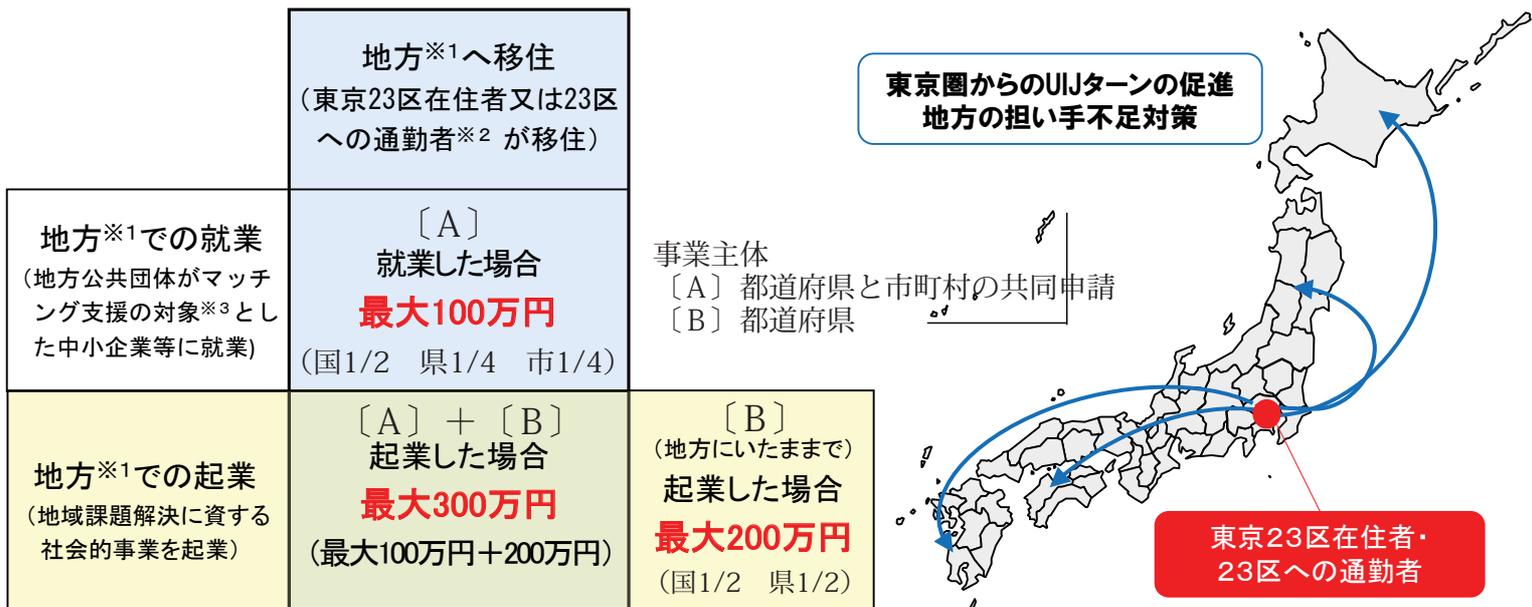
包括的かつ大胆な「わくわく地方生活実現政策パッケージ」を策定・実行する

1. UIターンによる起業・就業者創出（6年間で6万人）
  - ・全国規模のマッチングを支援するとともに、東京圏から地方への移住者の経済負担を軽減
2. 女性・高齢者等の活躍による新規就業者の掘り起こし（6年間で24万人）
  - ・全国規模のマッチングを支援するとともに、新規に就業する女性・高齢者等に対して必要な支援
3. 地方における外国人材の活用
  - ・在外の親日外国人材を、地方公共団体のニーズ（地方創生業務）とマッチングさせる仕組みの構築
  - ・外国人留学修了者が円滑に就労しやすくするための、在留資格の変更手続きの簡素化等
4. 地域おこし協力隊の拡充（6年後に8千人）
5. 子供の農山漁村体験の充実
6. 企業版ふるさと納税の活用促進
7. 国民の関心を惹きつける効果的・戦略的な情報発信

# 1. 「わくわく地方生活実現政策パッケージ」の着実な実行

## ①UIJターンによる起業・就業者創出（移住支援・起業支援）

○ 地方へのUIJターンによる起業・就業者の創出等を地方創生推進交付金により支援。



他省庁との連携

- <移住支援と連携>
  - ・移住者を採用した中小企業等に対し、その採用活動に要した経費の一部を助成（厚生労働省）
  - ・移住者が住宅の建設・購入を行う場合に、（独）住宅金融支援機構が提供する住宅ローンの金利の引下げ（国土交通省）
- <起業支援と連携>
  - ・設備資金及び運転資金について、（株）日本政策金融公庫の融資による支援（中小企業庁）

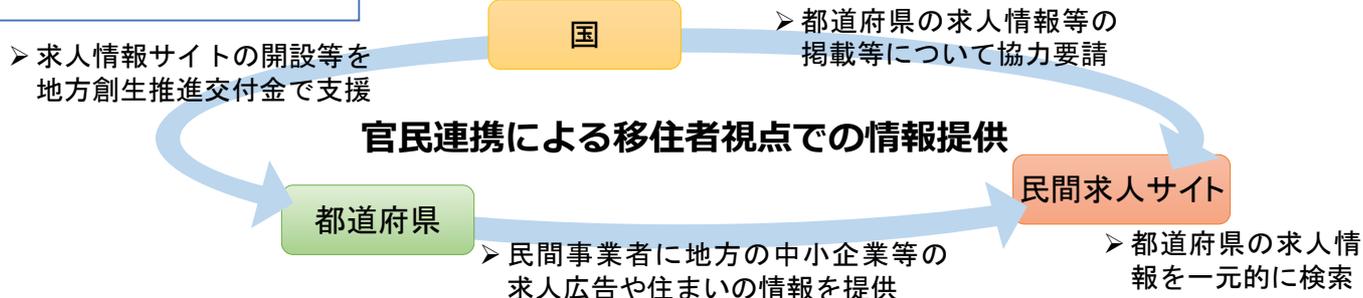
- ※1 東京圏の条件不利地域※4を含む。
- ※2 東京圏在住の23区への通勤者のうち、条件不利地域※4在住者を除く。
- ※3 都道府県による移住希望者等と中小企業等のマッチングを支援する仕組みの構築を別途支援。
- ※4 過疎地域自立促進特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法及び小笠原諸島振興開発特別措置法において規定される条件不利地域を有する市町村（政令指定都市を除く）。

# 1. 「わくわく地方生活実現政策パッケージ」の着実な実行

## ①UIJターンによる起業・就業者創出（マッチング支援）

- 東京圏から地方へのUIJターンによる就業促進に向け、次の取組により移住者視点での情報提供を充実
- ✓ 都道府県が行うマッチング支援事業として、地方の中小企業等の求人広告を提供するマッチングサイトの開設などの取組を支援。求人情報に加え、住まいの情報を含む生活情報を参照可能に。
  - ✓ 都道府県による求人情報を民間事業者とも連携して、東京圏の求職者や移住希望者が、一元的に検索できる枠組みを構築。

マッチング支援のイメージ



## ②女性・高齢者等の活躍による新規就業者の掘り起こし（新規就業支援）

- 現在職に就いていない女性・高齢者等の新規就業の促進及び人手不足に直面する地域の中小企業等の人材の確保に資することを目的として、都道府県が実施する女性・高齢者等の新規就業支援のための取組を、地方創生推進交付金により支援するもの。
- 各都道府県は、官民連携のプラットフォームを形成し、地域の実情に応じて、「掘り起こし」、「職場環境改善支援」、「マッチング」等の一連の取組をハローワークや公的職業訓練など既存の制度も最大限活用しながら、民間企業のノウハウを取り入れ、一体的かつ包括的に実施するスキームを構築。

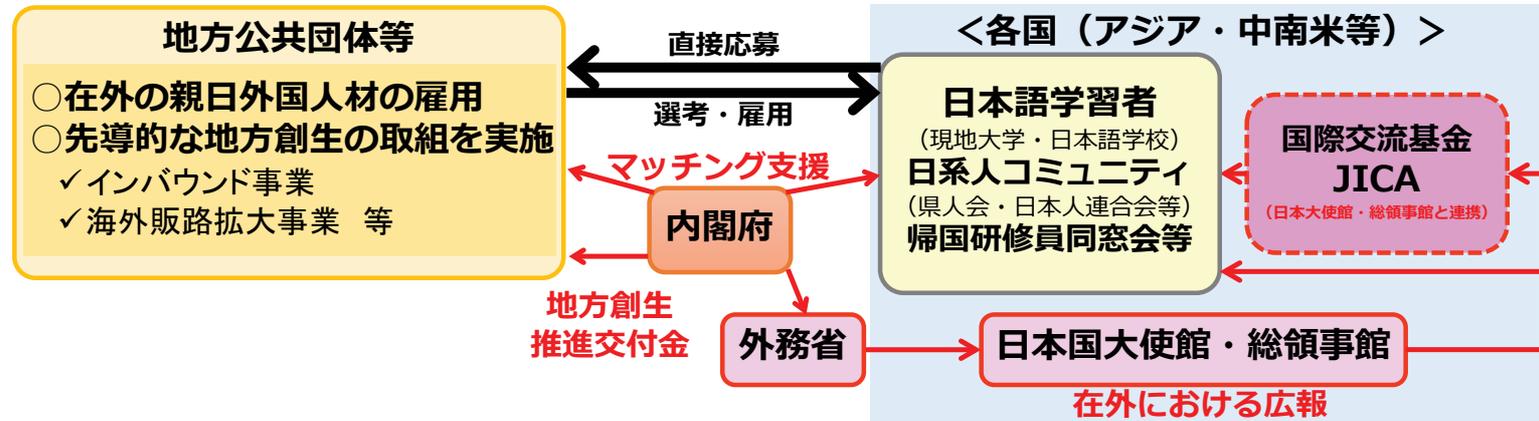
# 1. 「わくわく地方生活実現政策パッケージ」の着実な実行

## ③地方における外国人材の受入れ

### I.外国人材による地方創生支援制度 (外務省、法務省と連携)

- 地方公共団体等で外国人材の受入れニーズが高まると見込まれるため、在外の親日外国人材の掘り起こし、地方公共団体等との円滑なマッチングの支援等を着実に実行する。

〔施策イメージ〕



### II.新たな在留資格の創設に伴う地方創生の取組への支援

- 新たな在留資格の創設を踏まえ、地域における外国人材の活躍と共生社会の実現を図る地方公共団体の自主的・主体的で先導的な取組について、地方創生推進交付金により積極的に支援する。

6

# 1. 「わくわく地方生活実現政策パッケージ」の着実な実行

(地域おこし協力隊の拡充、子供の農山漁村体験の充実、企業版ふるさと納税の活用促進)

### 地域おこし協力隊の拡充 (総務省と連携)

- **隊員数の拡充** (2024年度に8千人)
  - ・シニア層や在住外国人、青年海外協力隊経験者、「ふるさとワーキングホリデー」参加者等、応募者の裾野を拡大。地域と多様に関わる「関係人口」を創出し、将来的な隊員のなり手の確保を図る。
- **起業・事業承継に向けた支援**
  - ・設備資金及び運転資金について、日本政策金融公庫の融資による支援を実施。
  - ・事業引継ぎ支援センターと連携し、事業者と隊員をマッチングするモデル事業を実施するなど事業承継を支援。
- **「おためし地域おこし協力隊」の創設**
  - ・地域おこし協力隊として活動する前に、一定の期間、地域協力活動を体験し、受入地域とのマッチングを図る。

### 子供の農山漁村体験の充実 (総務省、文科省、農水省、環境省と連携)

- **目標を新たに設定**
  - ・2024年度に小学生65万人、中学生75万人、高校生30万人(現在の取組を倍増)が農山漁村体験を行うことを目標に設定。
- **取組への支援の拡充**
  - ・長期(4泊5日等)の取組及び関連して一体として取り組む地方創生に資する活動(\*)を地方創生推進交付金で支援。  
※将来の移住及び定住の促進、地域社会を担う人材の育成や確保等を目的とした活動
  - ・これまで小学校の取組のみが対象となっていた地方財政措置について、中学校の取組等についても支援を拡大。

### 企業版ふるさと納税の活用促進 (総務省、財務省、経産省と連携)

- **徹底した運用改善の実施**
  - ・対象事業に地方創生関係交付金による事業も含まれることの明確化等の運用改善を実施。
- **広報の更なる強化**
  - ・関係省庁と連携した地方公共団体・企業向け広報活動や、経済三団体をはじめとする経済界への周知。
  - ・他の模範となる企業や地方公共団体の大臣表彰や企業版ふるさと納税推進リーダーを中心とした取組の実施。

7

※本事業は、2019年度予算の国会における成立が前提となります。

地方における起業、U I Jターンによる就業をする方を応援します！

今こそ  
地方  
創生！

## 起業支援金・移住支援金のお知らせ

(地方創生起業支援事業・地方創生移住支援事業)

東京一極集中の是正及び地方の担い手不足対策のため、地方における起業、U I Jターンによる起業・就業者を創出する地方公共団体の取組を地方創生推進交付金で支援します。

**起業支援金**：地域の課題に取り組む「社会性」「事業性」「必要性」の観点をもった起業（社会的起業）を支援（最大 200 万円）

**移住支援金**：地域の重要な中小企業等への就業や社会的起業をする移住者を支援（最大 100 万円※単身の場合は最大 60 万円）

**起業支援金** + **移住支援金**：地方へ移住して社会的事業を起業した場合（最大 300 万円※単身の場合は最大 260 万円）



※本事業は、2019年度から6年間を目途に地方公共団体が主体となって実施するものです。開始時期、支給額等の制度の詳細は地方公共団体により異なります。

### 地方創生起業支援事業の概要

都道府県が、地域の課題解決に資する社会的事業を新たに起業する方を対象に、起業のための伴走支援と事業費への助成（最大 200 万円）を通して、効果的な起業を促進し、地域課題の解決を通して地方創生を実現することを目的とした事業です。

なお、事業分野としては、子育て支援や地域産品を活用する飲食店、買い物弱者支援、まちづくり推進など地域の課題に応じた幅広いものが想定されます。

都道府県が選定する執行団体が、計画の審査や事業立ち上げに向けた伴走支援を行うとともに、起業に必要な経費の2分の1に相当する額を交付します。

### 起業支援金の対象

【対象者】次の①②③すべてを満たすことが必要です。

- ① 東京圏以外の道府県又は東京圏内の条件不利地域において社会的事業の起業を行うこと。
- ② 公募開始日以降、補助事業期間完了日までに個人開業届又は法人の設立を行うこと。
- ③ 起業地の都道府県内に居住していること、又は居住する予定であること。

#### 東京圏とは？

東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県

#### 条件不利地域とは？

「過疎地域自立促進特別措置法」「山村振興法」「離島振興法」「半島振興法」

「小笠原諸島振興開発特別措置法」の対象地域を有する市町村（政令指定都市を除く。）

※一都三県の条件不利地域の市町村名は、HPに記載しております。

(起業支援金・移住支援金-地方創生 HP : [http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/shienkin\\_index.html](http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/shienkin_index.html))

### 起業支援金交付までの流れ（例）



## 地方創生移住支援事業の概要

東京 23 区(在住者又は通勤者)から東京圏外<sup>※1</sup>へ移住し、移住先の地方公共団体が選定した中小企業等に就業した方又は起業支援金の交付決定を受けた方に都道府県・市町村が共同で交付金<sup>※2</sup>を支給する事業です。

※1 東京圏内の条件不利地域を含みます。

※2 100 万円以内(単身の場合は 60 万円以内)で都道府県が設定する額

## 移住支援金の対象

次の①②③すべてに該当する方が対象となります。

### ① 【移住元】東京 23 区の在住者又は通勤者(直近 5 年以上)

#### 対象となる通勤者の詳細は？

- ・移住直前に、連続して 5 年以上、東京圏(条件不利地域を除く)に在住し、かつ、東京 23 区に通勤<sup>\*</sup>していた方
- ※雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限ります。

### ② 【移住先】東京圏以外の道府県又は東京圏内の条件不利地域への移住者

(※移住支援事業を実施する都道府県・市町村に限ります。)

#### いつ移住しても対象になるの？

期間等の要件があります。

- ・移住先都道府県が移住支援事業の詳細を公表した後の転入であること。
- ・支援金の申請が転入後 3 か月以上 1 年以内であること。
- ・申請後 5 年以上継続して移住先市町村に居住する意思があること。等

### ③ 【就業・起業】移住先の都道府県が、マッチングサイトに移住支援金の対象として掲載する求人に新規就業した方又は起業支援金の交付決定を受けた方

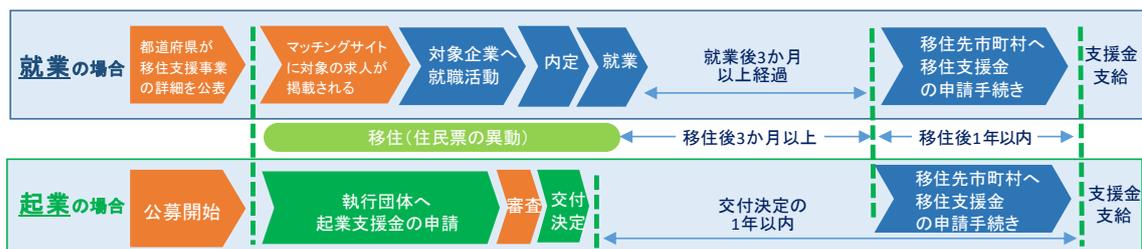
#### 対象となる求人はどんなもの？

- ・地方創生の観点から都道府県が選定する法人の週 20 時間以上の無期雇用契約の求人

※次の場合は対象になりません。-----

- ・就業者にとって 3 親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を務めている法人への就業
- ・官公庁、資本金 10 億円以上の法人、みなし大企業、本店所在地が東京圏(条件不利地域を除く。)の法人、雇用保険の適用外事業主、風俗営業者、反社会勢力又は反社会勢力と関係を有する法人 等

## 移住支援金の交付までの流れ(例)



本事業の詳細については、事業を実施する都道府県が公表する情報及び地方創生 HP をご確認ください。

(起業支援金・移住支援金-地方創生 HP : [http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/shienkin\\_index.html](http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/shienkin_index.html))

内閣官房 まち・ひと・しごと創生本部事務局  
東京都千代田区永田町 1-6-1 中央合同庁舎第 8 号館  
電話番号 03-5253-2111(代表)